

豊明市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市議会議員政治倫理条例（令和2年豊明市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査の請求)

第2条 条例第7条第1項第1号の審査の請求は、審査請求書（様式第1号）及び審査請求署名簿（様式第2号）とする。

2 条例第7条第1項第2号の審査の請求は、審査請求書（様式第3号）とする。

3 議長は、豊明市選挙管理委員会に対し、第1項に連署した者が選挙人名簿に登録されていることの確認を求めるものとする。

4 条例第7条において、審査の請求が議長に関するものであるときは、同条中「議長」を「副議長」と読み替えるものとする。

(審査請求の却下)

第3条 議長は、条例第7条第3項により、審査の請求を却下したときは、審査請求却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(審査請求書等の送付)

第4条 議長は、条例第8条により、審査会を設置するときは、審査請求書（様式第1号又は様式第3号）の写しを審査会の委員及び審査の対象となった議員（以下「被請求議員」という。）に送付しなければならない。

(関係者への調査)

第5条 議長は、条例第9条第2項に基づき、審査会が関係者に対し事情聴取等必要な調査を行うときは、その旨を関係者に申し出るものとする。

(審査会の傍聴)

第6条 審査会の傍聴は、豊明市議会傍聴規則（昭和49年豊明市議会規則第1号）を準用する。

(審査報告書)

第7条 条例第9条第6項による審査の報告は、審査会報告書（様式第5号）により行うものとする。

(審査結果の通知)

第8条 議長は、前条の審査会報告書が提出されたときは、条例第9条第11項に基づき、速やかに審査請求代表者及び被請求議員に、審査結果通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(弁明書)

第9条 条例第10条第3項により、被請求議員が議長に対し弁明する場合は、弁明書(様式第7号)を提出するものとする。

(公表の方法)

第10条 条例第9条第12項、条例第10条第5項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち、適当な方法により行うものとする。

- (1) 豊明市議会だよりへの掲載
 - (2) 豊明市議会ホームページへの掲載
 - (3) その他議長が適当と認める方法
- (その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和2年12月21日から施行する。

附 則 (令和3年議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

豊明市議会議長 様

審査請求代表者

住 所

氏 名

電話番号

審査請求書

豊明市議会議員政治倫理条例第7条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 審査の対象となる議員

2 審査の対象となる該当条項

- ・ 豊明市議会議員政治倫理条例第 条第 項
- ・ 豊明市議会議員政治倫理条例第 条第 項

3 審査の対象となる事由

4 添付書類

- (1) 審査の対象となる事由は具体的に記入し、資料があれば添付すること。
- (2) 審査請求署名簿（様式第2号）

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

豊明市議会議長 様

議員による審査請求代表者 議員氏名 _____

議員氏名 _____

議員氏名 _____

審査請求書

豊明市議会議員政治倫理条例第7条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

1 審査の対象となる議員

2 審査の対象となる該当条項

- ・ 豊明市議会議員政治倫理条例第 条第 項
- ・ 豊明市議会議員政治倫理条例第 条第 項

3 審査の対象となる事由

4 添付書類

- ・ 審査の対象となる事由は具体的に記入し、資料があれば添付すること。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

様

豊明市議会議長

審査請求却下通知書

年 月 日付けで審査請求がありました。が、豊明市議会議員政治倫理条例第7条第3項により却下します。

記

却下理由

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

豊明市議会議長 様

審査会
委員長

審査会報告書

年 月 日付けで審査の請求がありました件について、豊明市議会議員政治倫理条例第9条第6項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 審査の対象となった議員の氏名
2. 審査の結果

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

様

豊明市議会議長

審査結果通知書

年 月 日付で審査の請求がありました件について、豊明市議会議員政治倫理審査会において審査した結果について、豊明市議会議員政治倫理条例第9条第11項により下記のとおり通知します。

記

1. 審査の対象となった議員の氏名
2. 審査の結果

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

豊明市議会議長 様

議員名

弁明書

豊明市議会議員政治倫理条例第10条第3項の規定に基づき、次のとおり弁明します。

記

1. 弁明理由

<注>①弁明理由を証する資料等を添付することができる。

②希望する場合は議会において弁明することができる。